

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から43年5月まで
② 昭和43年9月から45年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、結婚前であったこともあり、私の母が父、母、兄及び兄の妻の保険料と合わせて納付してくれた。結婚後、私の生活が苦しいときに、母から「せっかく最初からずっと掛けてきたのに。」と言われたことを覚えている。私は、母が結婚前の保険料を20歳の時から納付してくれていたもので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足直後の昭和36年1月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月以降の保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月3日に申立人の兄嫁との連番で払い出されていることが確認でき、兄嫁自身が所持する国民年金手帳に押されている最初のスタンプ領収記録によると、昭和44年度の国民年金保険料が45年3月16日に一括で納付されていることが確認できる。このことから、このころに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる上、納付意識の高い申立人の母親が、兄嫁の保険料だけを納付し、実の娘である申立人の保険料を未納にしておくことは考え難い。したがって、申立期間のうち、44年4月から45年3月までの保険料については、申立人の母親が申立人の兄嫁の分と一緒に納付していたと考えても不自然では無い。

一方、申立期間①（昭和42年5月から43年5月まで）及び申立期間②のう

ち43年9月から44年3月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和44年度からの保険料が収納できる手帳であり、申立人には、これ以前に別の手帳を所持していた記憶は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から51年3月まで
② 平成2年3月

私は、国民年金制度発足時には経済的余裕が無く、国民年金に加入していなかったが、母親から過去の未納となっている国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付できることを聞き、市役所で加入手続を行い、納付することにした。市役所の職員から、未納となっている保険料が約70万円と聞いた。一括払いができなかったため、数回に分割して手書きの納付書を作成してもらい、市役所で納付した。納付の都度、領収書を受け取っていたが、後に年金を受給するようになって、領収書は残しておく必要がなくなったと思い、破棄してしまった。領収書を破棄する前に転記しておいたメモに納付の記録があるので、納付済みとして訂正してほしい（申立期間①）。

また、私は、国民年金に加入してから60歳になるまで未納無く納付していたはずなのに、上記とは別に、1か月分納付していない期間があることにも納得できない（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①（72か月）については、申立人は、当該期間の直前の特例納付済期間（昭和36年4月から45年3月までの108か月）を含めた国民年金保険料を数回に分割して納付したとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、当該特例納付済期間の保険料（43万2,000円）は第3回特例納付実施期間の最終日の55年6月30日に一括納付された記録となっており、申立人の主張のとおり数回に分けて納付したとは推認し難い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和54年に国民年金に加入していることが確認できる。このため、申立人は、加入以降60歳まで国

民年金保険料を納付し続けることに加え、55年6月30日に、36年4月から45年3月までの期間の保険料を特例納付することにより、年金を受給するために必要な納付月数を満たすことができ、申立期間①の保険料を納付しなくとも年金を受給することが可能であった。このことから、申立人は、分割納付の最後の分を納付した際、市役所の職員に、「これで未納期間の保険料をすべて納付した。」と言われ、そのことを平成19年5月まで所持していた日記に記載していたとしているが、この市役所職員の説明は、当該特例納付により、年金を受給するために必要な月数を満たすことができたという趣旨であるものと推認できる。

さらに、申立人が所持している、領収書から転記したとする保険料納付のメモについては、ワープロ専用機で作成され、その後パソコンに保存されているが、作成時期が不明であること等から、申立期間①に係る保険料を納付したことを示す資料としての信ぴょう性は乏しく、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②（1か月）については、その前の167か月及びその後の105か月の国民年金保険料が納付済みである上、申立人は、当該期間の前後を通じて住所の変更等、生活状況に大きな変化もみられず、納付が困難となる事情もうかがえないことから、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間②の過年度納付書が平成2年7月に作成されていることが確認できることから、当該過年度納付書により、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年12月まで

私は、会社を昭和50年1月に退職したので、妻が市役所に赴いて私の国民年金の加入手続をした。このとき、妻は体が弱く長生きできないだろうと思ったので国民年金に加入せず、私一人が加入した。妻も54年1月以降、保険料を納付するようになるが、私の方が早く納付しているはずなのに、妻と同じ時期から保険料を納めているとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和50年1月ごろに申立人自身の国民年金の加入手続を行い、その後に妻が国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は53年11月4日に払い出されていることが確認できる上、申立人に申立期間当時の具体的な記憶が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和50年1月から51年9月までの期間については、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された53年11月時点では、時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である上、申立人及びその妻は申立期間を通じてさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いとしていることから、時効内に当たる51年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料についても、過年度納付していたとは認め難い。

一方、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの期間については、市役所が保管する国民年金収滞納一覧表によると、申立人及びその妻には現年度納付書が送付されていることが確認でき、当該期間の直後の54年1月以降

は夫婦共に未納なく国民年金保険料を納付していることから、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号払出日以降の納付意識の高さがうかがえる上、夫婦共に、妻よりも申立人の方が先に国民年金保険料を納付しているはずだと供述していることを踏まえると、53年4月から同年12月までの申立人に係る国民年金保険料のみを現年度納付したと考えることも不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、母親が昭和36年4月からA町で私名義の国民年金に加入して、父母の国民年金保険料と一緒に私の国民年金保険料を納付していると母親から言われ、同町に帰省時にも、切手より大きく収入印紙より薄く、裏に糊の付いていない紙を国民年金手帳に貼るように、母親から口うるさく言われながら、数枚受け取っていた記憶がある。そのため、申立期間について未納となっていることに納得がいかず、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B市に居住していたが、当該期間に係る国民年金保険料を申立人の母親がA町の実家で納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同町で、昭和36年1月13日に申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親及び父親と同日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立人の両親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の兄及び妹は、母親から、「国民年金制度開始時から申立人の国民年金保険料と一緒に納付している。」と聞いた旨、それぞれ証言していることから、申立人の母親が自分自身の保険料と併せて、国民年金の発足当時の申立人の保険料も納付していたものとするのが自然である。

加えて、申立人及びその夫には、B市において昭和38年7月31日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、それぞれの年金手帳により夫婦二人分の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫については、

夫自身の保険料の納付を昭和 40 年度から開始しているにもかかわらず、申立人の保険料の納付は、41 年度からの開始となっていることが確認できる。しかしながら、同年度以降の夫婦の国民年金加入期間に係る納付形態は同一であることが確認できることから、申立人の夫は、申立人の母親が所持していた A 町で払い出された申立人の国民年金手帳等で、36 年度当初から 40 年度までの納付を確認していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年にはA市に住んでおり、市役所から来た集金人に、夫と二人分の国民年金保険料を納めていた。

翌年の昭和37年3月19日にB町に転居したが、国民年金の手続はせずにそのままにしていた。その後、44年に現住所のC市に転居してから、再び国民年金に加入して保険料を納めてきた。

老齢年金を請求する際に調べると、A市で夫と二人分を納めた国民年金保険料の納付記録が無くなっていた。私の頭の中には、今でもはっきりと集金人が来ていた記憶が残っているので、失われた1年分の保険料について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月10日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付することはできない。しかしながら、E社会保険事務所の記録により申立期間当初の36年5月11日に、申立人及びその夫と同姓同名の者に対して連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。社会保険事務局は、紙台帳により当時の住所が確認できないことを理由に、当該同姓同名の者の記録が申立人及びその夫の記録であるとは確認できないとしているが、当該同姓同名の者については、生年月日が申立人及びその夫の生年月日と一致する上、当該手帳記号番号は「****」から始まっており、当時、申立人及びその夫が住んでいたとするA市で払い出された記号に該当する。したがって、当該手帳記号番号は、申立人及びその夫に払い出されたものと推認され、申立

人は、当該払出しにより、申立期間の国民年金保険料を納付することができたものとみられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号に係る納付記録として、申立期間の12か月のうち、3か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。当該3か月分の納付月は特定できないが、申立人は、国民年金制度が開始された直後の昭和36年5月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、当初は加入意欲が高かったものと考えられることから、同市に居住していた申立期間のうち3か月の期間のみ国民年金保険料を納付したと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私が、昭和 48 年 8 月に国民年金に加入してから、妻が市役所で私と妻の国民年金保険料を年に 4 回、3 か月分ずつを現金で納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 48 年 8 月に国民年金に加入して以降、60 歳に到達するまで、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は、それぞれ 3 か月と短期間であるとともに、申立期間①及び②のそれぞれの前後を通じて申立人の仕事や住所等生活状況に大きな変化は無く、納付が困難となる事情もうかがえないことから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月1日から同年5月21日までの期間及び53年3月31日から同年5月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（52年4月1日及び53年3月31日）及び資格取得日（52年5月21日及び53年5月8日）を取り消し、52年4月の標準報酬月額を22万円、53年3月及び同年4月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和52年4月1日から同年5月21日まで
③ 昭和53年3月31日から同年5月8日まで
④ 平成11年9月21日から12年6月28日まで

昭和50年5月から平成15年3月末まで一度も退職すること無く、A社に勤務していた。毎月の給与明細によって、厚生年金保険料が引かれていることを確認していた。厚生年金保険被保険者期間が抜けているはずはないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和52年3月31日に退職していることが確認できるものの、同年4月分の給与明細書とは別に、同月分の「アルバイト分」の給与明細書を保管している上、申立人は当該期間においても継続勤務していたことを主張しており、当時の同僚も「得意先のB社の仕事が年度末でいったん終わり、次の仕事が始まるまでの期間についても、アルバイトとして働いていた。」と供述していることから、同社に継続して勤務していたことが推認される。

また、昭和 52 年 4 月分の給与明細書から、同年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 52 年 4 月の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、雇用保険の記録によると、申立人は、A 社を昭和 53 年 3 月 29 日に退職していることが確認できるものの、同年 4 月分（3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間に該当）及び同年 5 月分（4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間に該当）の給与明細書、及び同年 4 月分の「アルバイト分」の給与明細書を保管している上、申立人は当該期間においても継続勤務していたことを主張しており、当時の同僚も「得意先の B 社の仕事が年度末でいったん終わり、次の仕事が始まるまでの期間についても、アルバイトとして働いていた。」と供述していることから、申立期間③においても、A 社に継続して勤務していたことが推認される。

また、昭和 53 年 3 月分及び同年 4 月分の給与明細書から、同年 3 月分及び同年 4 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 53 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が倒産しており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 4 月、53 年 3 月及び同年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 4 申立期間①については、雇用保険の記録を見ると、申立人は、A 社を昭和 51 年 3 月 27 日に退職した後、同年 6 月 7 日に同社において被保険者資格を再取得するまでの期間について、同社における雇用保険の記録は確認できないことから、申立期間①のうち、同年 4 月 1 日から同年 6 月 6 日までの期間における申立人の勤務状況は明らかでない。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月分及び同年 5 月分の給与明細書を保管していない上、同年 6 月分の給与明細書を見ると、健康保険料及び雇用保険料

が控除されていることが確認できるものの、同年6月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の当該期間におけるC健康保険組合の加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間④については、雇用保険の記録を見ると、申立人は、A社を平成11年9月20日に退職した後、12年6月28日に同社において被保険者資格を取得するまでの期間について、同社における雇用保険の記録は確認できない上、当該期間に係る求職者給付を受給していることが確認できる。

また、申立人は、平成11年から12年ごろ、病気のために、約半年間入院していた記憶があるとしている上、申立期間④に係る給与明細書を保管していない。

さらに、申立人は、平成11年9月から12年5月まで、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の当該期間におけるC健康保険組合の加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び④に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 22 年 4 月に A 社に入社し、昭和 53 年に定年退職するまで継続して勤務していたにも係わらず、B 支店から C 支店に転勤となった際の厚生年金保険被保険者期間が 1 か月間欠落している。

申立期間についても継続して勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事原簿及び雇用保険の記録から、申立人が A 社に継続して勤務し（昭和 23 年 9 月 1 日に同社 B 支店から同社 C 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店に係る昭和 23 年 8 月の社会保険事務所の記録から、3,300 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、仮に、社会保険事務所の記録どおりの届出をした場合には、本人の給与から控除した厚生年金保険料が「従業員預り金」として帳簿上に残存することとなり、届出の錯誤が翌月には判明し、そうしたことが判明した直後には修正届出を行い、放置した可能性は極めて低いとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 23 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から同年9月24日まで

私は、昭和40年9月17日にC社の系列会社のA社に入社したが、44年の8月ごろに同じく系列会社のD社に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月17日から平成18年10月31日までの間、継続してC社（現在は、B社）系列の会社で勤務し、44年8月ごろにA社からD社に転籍したと主張しているところ、i) 申立人が当時同様の転籍をしたと記憶する元同僚は、「申立人と同様、勤務が途切れること無くA社からD社に転籍した。」と証言している、ii) 当該元同僚が所持する申立期間を含む同年7月から同年10月までに支給された給与明細書を見ると、継続して事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる、iii) 現在の事業主によると、「A社からD社に転籍させた従業員が何人かいたが、D社を厚生年金保険の適用事業所とするまでの間、A社において厚生年金保険被保険者期間を継続させておくべきところ、誤ってD社を新規適用させる前にA社における被保険者資格を喪失させてしまったことが考えられる。」としている。

これらのことから総合的に判断すると、申立人がA社からD社に勤務が途切れること無く転籍(昭和44年9月24日まではA社で厚生年金保険に加入)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の人事記録及び厚生年金保険に関する資料は既に廃棄済みであり詳細は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、納付したか否かは明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月13日から同年6月10日まで

私は、昭和25年4月1日にA社に入社して以降、一度、系列会社への出向はあったものの、62年12月9日に定年退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和25年4月1日の入社から62年12月9日の定年退職までの間、一度、系列会社に出向したものの、そのほかの期間は、継続してA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社B工場における元同僚によると、昭和25年5月中旬に申立人が同社C工場での研修期間を終えて同社B工場に配属されたと記憶していることから同年5月13日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後の標準報酬月額に変更が無いことから、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年11月1日から21年5月26日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を19年11月1日、資格喪失日に係る記録を21年5月26日とし、当該期間の標準報酬月額については、19年11月から21年3月までを10円、同年4月を30円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和21年7月2日から同年8月1日までの期間、22年3月1日から同月3日までの期間、23年7月24日から同年8月1日までの期間及び27年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における資格取得日に係る記録を21年7月2日、同支店における資格喪失日に係る記録を22年3月3日、同支店における資格取得日に係る記録を23年7月24日、同社D支店における資格取得日に係る記録を27年4月1日にそれぞれ訂正し、21年7月の標準報酬月額を300円、23年7月の同月額を600円、27年4月の同月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月1日から21年5月26日まで
② 昭和21年7月2日から同年8月1日まで
③ 昭和22年3月1日から同年3月3日まで
④ 昭和23年7月24日から同年8月1日まで
⑤ 昭和27年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和18年1月4日にA社に入社し、同年11月1日から21年5月26日まで在籍のまま軍隊に入営して、その間入休とされた。復員後の同年7月2日からA社C支店に復帰し、その後退職するまで継続して勤務した。私の厚生年金保険の記録は継続するはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管している人事記録等から、申立人は、申立期間においてA社に在籍していたことが確認できる。

また、県が証明する軍歴履歴書から、申立人は昭和19年11月1日に陸軍に召集され、21年5月26日に復員したことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立期間について申立人の厚生年金保険加入記録を確認することができない。

しかしながら、当該期間は軍隊に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、B社の保管する賃金台帳から、昭和19年11月から21年3月までを10円、同年4月を30円とすることが妥当である。

2 申立期間②から⑤までについては、B社が保管する人事記録等から、申立人が昭和21年7月2日にA社に入社し、55年4月16日に退職した記載が確認でき、当該期間における勤務が確認できる。

また、事業主は、「申立期間については継続して勤務していたものと推定でき、納付したかは不明であるが、申立期間において本人から保険料を控除していると思われる。」と回答している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(21年7月2日に同社C支店に入社、22年3月3日に同社C支店から同社E支店へ異動、23年7月24日に同社E支店から同社C支店へ異動、27年4月1日に同社C支店から同社D支店へ異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、21年7月を300円、23年7月を600円、27年4月を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月26日から同年5月1日まで

A社C支店からB支店へ転勤した時のB支店在籍の記録が、一度も退職していないにもかかわらず、本人の知らない間に、資格喪失、資格取得の手続が行われ、1か月の空白期間があることに気がつきました。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に昭和27年3月4日から平成5年9月30日まで継続して勤務し（31年4月26日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和54年ごろ、それまで国民年金に加入していなかったことを心配した父親に、特例納付により未納期間のすべての国民年金保険料を納付するように勧められたので、市役所支所で国民年金の加入手続をした。

父親は、「今回は最後の特例納付だから、これで全部納めてきなさい。」と言って、50万円くらいを準備してくれた。当時の私にはかなりの大金であったので、同支所まで緊張して持って行ったのを覚えている。

母親も兄も、国民年金の加入期間のすべての保険料を特例納付しているので、私も加入期間のすべてが納付済みであると思っていた。10年間もの未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年2月1日に払い出されており、申立人の父親が支出した国民年金保険料を申立人が特例納付した時期は、当該払出し以降、第3回特例納付の実施期限である同年6月までの5か月間の内であると想定できる。しかし、申立人は、自身が納付したにもかかわらず、特例納付をした時期や、納付書及び領収書についての記憶が定かではない。

また、申立人は、兄の保険料についても父親が支出したとしており、社会保険事務所の記録によると、申立人の兄の119か月分の未納保険料(47万6,000円)は、昭和54年2月から55年12月にかけて17回に分割して特例納付されていること(納付書自体は53年12月ごろにまとめて発行)が確認できる。申立人が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したと想定される時期は、申

立人の兄の保険料が分割納付されている時期に含まれるが、申立人の父親が、当時同居していた申立人の兄の保険料を分割して納付していた時期に、兄の保険料と同程度の金額である申立人の保険料を一括して支出したとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された翌月の昭和 55 年 3 月 4 日には、54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料が、同月 24 日には 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料がそれぞれ納付されており、同手帳記号番号の払出しの翌月に、二度にわたって申立期間直後の期間の保険料が納付されていることが確認できる。これは、国民年金の受給資格を満たすために 2 年間分さかのぼって保険料を納付したものと考えられ、申立期間の保険料を特例納付する必要性までは確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、他に申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年10月までの期間及び45年3月から46年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年10月まで
② 昭和45年3月から46年4月まで

ねんきん特別便の内容を見て、結婚前、A市にいる期間について国民年金保険料が未納となっていることを知った。

私は、保険料の納付に関与していなかったが、私が昭和46年5月にB市に転居するまでの間、途中A市外で勤めていた期間を除いて、母親が私の保険料を納付してくれていたようだ。

実家は台風の被害により建て替えたこともあり、当時の領収書などは何も残っていないが、私の実家は小さな集落にあり、保険料が未納だと恥をかくことになるので、母親が納付していないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において昭和48年9月に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない上、それ以前に、A市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間当時に行われていた印紙検認方式による保険料の徴収に必要な国民年金手帳について、具体的な記憶が無く、納付状況の詳細が不明である。

さらに、申立期間に係る申立人の両親の国民年金保険料は、当時、納付を免除されており（後に追納）、申立人の同保険料のみを納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から同年5月まで
昭和44年2月3日か4日のいずれかに結婚式を行った後、新居に帰ってすぐに転入届と共に国民年金の加入手続と保険料の納付を行った。それにもかかわらず未納の期間があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月に婚姻届を提出し、国民年金の加入手続及び保険料の納付を同時期に開始したとしているが、戸籍謄本によると、申立人は同年5月8日に婚姻届を提出していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、同年6月13日に国民年金の任意加入手続が行われていることが確認でき、申立内容と相違する。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年7月16日に払い出されており、それ以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、制度上、任意加入の被保険者は、さかのぼって国民年金に加入することはできないため、申立人が国民年金保険料の納付を行えたとは推認し難い。

さらに、申立人は申立期間当時における年金手帳や保険料の納付金額についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から15年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から15年5月まで

私は、地震後にA市から実家のあるB市に転居したが、転居後も引き続き国民年金保険料を納付してきた。保険料はB市役所内の銀行の出張所などで納付したが、領収書は残っていない。

平成15年5月末に再度、A市に転居した。昨年、厚生年金保険の受給手続を行った際に自分の年金記録を見ると、B市に住んでいた時期に未納期間があることが分かった。同市にいる間は、ひと月1万3,700円分の保険料を毎月か、または何か月分かをまとめて納付し続けていたはずなので、未納期間や、手続をした記憶の無い免除期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、付加保険料(400円)込みの1万3,700円分の国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、B市役所の記録によると、同市役所は、申立期間のうち平成12年度において、申立人に国民年金保険料の納付催告を毎月行っており、これに対し、申立人は、同市役所に、平成13年1月11日には納付できない旨を、同年4月13日には納付が遅れる旨をそれぞれ連絡してきていることが確認できる。このことから、申立人が平成12年度の国民年金保険料をB市で現年度納付したとは考え難い。

また、平成13年度については、B市役所の記録によると、同市役所は、上記の平成13年4月13日の申立人からの連絡を受けて、同月16日に13年度の国民年金保険料の免除に係る書類を申立人に送付したことが推認できるとともに、社会保険庁の記録によると、同市役所が、同月21日に申立人からの免除申請を受け付けていることが確認できる。

さらに、B市役所の記録によると、平成13年4月24日付けで付加保険料納

付に係る辞退届出が確認できることから、付加保険料込みの納付書が作成されていたとは考え難く、付加保険料込みの国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。このことから、申立人が、平成13年度以降の国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年12月まで

会社を退職したときに、友人に国民年金に入っておくように勧められ、加入手続を行った。その後、次女が生まれるころに生活保護の申請をしたとき、担当者から国民年金の免除を申請するように助言を受け、申請した。その際、数か月の未納分をすべて納めるように言われ、分割して夫婦二人分を納付した。少なくとも、48年8月以後は払っていたはずだと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、生活保護の申請が受理された後、国民年金の担当窓口に行き、国民年金保険料の免除を伝えた際に、担当者から、これまでの未納分の国民年金保険料を納付するように言われ、少なくとも、加入手続を行った昭和48年8月以降の保険料については、分割して遡及し納付したとしているが、納付の方法、納付した時期及び納付金額などについての申立人の記憶は曖昧であり、具体的な納付の状況が明らかではない。

また、市によると、国民年金保険料の免除申請が行われた際に、申請者に対して未納分の国民年金保険料を納付するよう勧奨することは考えられないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年12月まで

夫が会社を退職したときに、友人に国民年金に入っておくように勧められ、加入手続を行った。その後、次女が生まれるころに生活保護の申請をしたとき、担当者から国民年金の免除を申請するように助言を受け、申請した。その際、数か月の未納分をすべて納めるように言われ、分割して夫婦二人分を納付した。少なくとも、48年8月以後は払っていたはずだと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、生活保護の申請が受理された後、国民年金の担当窓口に行き、国民年金保険料の免除を伝えた際に、担当者から、これまでの未納分の国民年金保険料を納付するように言われ、少なくとも、加入手続を行った昭和48年8月以降の保険料については、分割して遡及^{そきゅう}し納付したとしているが、納付の方法、納付した時期及び納付金額などについての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、具体的な納付の状況が明らかではない。

また、市によると、国民年金保険料の免除申請が行われた際に、申請者に対して未納分の国民年金保険料を納付するよう勧奨することは考えられないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から52年3月まで

20歳になった43年8月に国民年金の加入手続を市役所で行った。姉から強く勧められ、手続の仕方も聞いていた。手帳はいつもらったか不明である。保険料の納付は郵便局で行ったが、金額は詳しく覚えていない。領収書はその時もらったが、地震で被害を受けて、紛失してしまった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は53年6月に払い出されていることが確認できる上、申立人の被保険者原票には、同年10月に昭和52年度の国民年金保険料を過年度納付している旨の記録が確認できることを踏まえると、このころに初めて国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。したがって、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳になった昭和43年8月に、既に国民年金に加入していた姉に勧められて加入の手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、姉は48年2月ごろに加入していることが確認できる上、申立人には、43年8月時点で使用されていたはずの印紙検認欄の付いた国民年金手帳の記憶も無く、49年11月以降に制度化された印紙検認欄の無いオレンジ色の手帳のみ所持しているなど、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法を、A市から送付された納付

書により、郵便局で納付したとしており、それ以外の納付方法は記憶が無いとしているが、同市によると、昭和 52 年以前における収納方法は、集金人による戸別徴収又は来庁による納付であり、昭和 52 年度から全面的に納付書による自主納付に変更したとしており、申立人の主張する納付方法は、申立期間における同市の収納方法と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年1月まで

私は、昭和31年11月にA社で働き、厚生年金にも加入していたが、36年4月から始まった皆年金制度に伴い、すべての人は国民年金保険料を納付しなければいけないと言われ、41年1月に自宅が火災に遭うまで払い続けてきた。60歳になる前に、結婚前に国民年金保険料を納付していたことを思い出したが、保険料を納付していたという証拠が無いため、その確認ができないと言われてあきらめていたが、このたび、もう一度、社会保険事務所で相談をしたところ、この期間（36年4月から41年2月までの）の保険料については、すでに還付されていると知らされた。私は、火災に遭った後の保険料を納付した覚えも無ければ、還付の手続やその通知書を受け取ったことも無い。確かに、厚生年金に加入中であっても、国民年金保険料を払えば、両方の年金が受給できると思い、保険料を納付していたことへの知識の無さは認めるが、還付を受けた覚えは無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する還付整理簿を見ると、申立人については、旧姓で記載されているものの、昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料相当額である5,900円が、過誤納により、42年3月20日に還付決定され、同年4月10日に支払われた旨の記載があり、還付金額及び事務処理手続自体に不自然な点はみられない。

また、申立人は、還付金が支払われた時にはB市に居住していなかったとしているが、上記の還付整理簿に記載されている住所地には当時、申立人の母親及び妹が居住しており、還付金の受け取り手が無いまま放置されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年3月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続をして、昭和36年から定額の国民年金保険料を納付してくれていた。母親は婦人会の役員として国民年金保険料の集金をしていたこともあり、付加年金制度が始まった45年10月には付加保険料の納付を勧める立場にあったので、まず身内から率先して付加保険料を納付したはずである。

私は当時、母親から、「新たにできた付加保険料については、自分で払いなさい。」と言われて、月額400円の付加保険料を母親に渡していたと思う。

地震の際に家が全壊し、当時の領収書や年金手帳も紛失してしまった。証拠になるものは何も残っていないが、母にお金を預けて付加保険料を納付していたことを覚えているので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によると、申立人の昭和53年度の摘要欄には「53.4.18 附加入」との記載があり、市役所の国民年金マスターチェックリストの「付加履歴欄」には、昭和53年4月18日に「該当」の記載がある。これらのことから、申立人は、同年4月18日に付加保険料納付に関する申出をしたことが確認できる。また、国民年金被保険者台帳及び市の国民年金保険料収滞納一覧表では、同年4月分以降の付加保険料の納付記録が確認できる。

これらの記録から、申立人は、付加年金制度が始まった昭和45年10月からではなく、53年4月から付加保険料の納付を開始したものとみられる。

加えて、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から付加保険料を預かり納付したと

する申立人の母親は既に亡くなっており、申立期間に係る付加保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人には、90 か月の長期にわたり付加保険料を納付していたことを具体的に示す記憶も乏しく、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 7 年 3 月に会社を退職し、同年 4 月に A 社を設立した。登記や社会保険関係の手続は 4 月中にすべて終えたのに、厚生年金保険の加入が 6 月になっていることに納得できない。社会保険事務所の手続の遅さが原因だと思われるので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本によると、申立てに係る事業所の A 社は平成 7 年 4 月 18 日に設立され、申立人は申立期間において、唯一の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A 社を設立後、B 社会保険事務所において社会保険の新規適用の手続を行ったとしている。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は平成 7 年 4 月 18 日に本店を C 市に置いて設立した後、同年 5 月 13 日に D 市に本店を移転していることが確認でき、同社の設立と同時に社会保険の適用を受けるためには、E 社会保険事務所で手続を行う必要があったと考えられるが、本店の移転後に B 社会保険事務所で新規適用の手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立人は、地震の影響により手続が遅れたのではないかとしているが、社会保険事務局の担当者は、「地震により、当時の B 社会保険事務所の庁舎は全壊したが、同年 3 月 1 日から現在の同社会保険事務所がある場所で、通常どおりの事務が行われていた。」としていること等から、申立てに係る事業所が同年 6 月 1 日に新規適用となった社会保険庁の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、銀行において、申立人が申立てに係る事業所を設立した当時に使用していたとする預金口座の取引履歴は保存されておらず、申立人は、当該事業所を設立するに当たって、直前まで勤務していた F 社の当時の顧問税理士に相談したとしているものの、当該税理士は、当該事業所に関して一切関与してい

ないとしている上、申立人から当時の厚生年金保険の新規適用に関する書類、給与明細書、賃金台帳、預金通帳等の提出は無い等、当該事業所が社会保険庁に申立てどおりの届出を行い、保険料を納付した事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年8月17日まで

私は、中学校を卒業した昭和23年4月1日から31年7月1日までの間、継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、私の厚生年金保険被保険者資格取得日が23年8月17日とされ、被保険者期間に4か月の空白期間が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校卒業後の昭和23年4月1日にA社に入社したとしているが、i) 同社によると、当時の人事記録等については、既に廃棄済みであること、ii) 社会保険庁の記録において、申立人と同じく同年8月17日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚によると、入社した際には、既に申立人は勤務していたが、いつから勤務を開始したのかについては不明としていること、iii) その他の元従業員からの聴き取りにおいても、申立人が勤務していたことは記憶しているが、いつから勤務していたかについては不明であるとしていることから、申立人の勤務開始日を特定することが困難な状況にある。

また、A社が昭和22年11月1日に厚生年金保険の新規適用を受けた際に社会保険事務所において作成された最初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同日付けで14人の従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年2月2日付けでさらに2人が取得、その後、申立人を含む4人が同年8月17日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるものの、健康保険記号番号に欠番は無く、記録に不自然な訂正等も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年ごろから 41 年ごろまで
② 昭和 46 年ごろから 51 年ごろまでの間で
半年間くらい
③ 昭和 46 年ごろから 51 年ごろまでの間で
半年間くらい
④ 昭和 46 年ごろから 51 年ごろまでの間で
1 年間くらい

申立期間①（A社）については昭和 40 年から 41 年ごろ、申立期間②（B社）、③（C社）及び④（D社）については昭和 46 年ごろから 51 年ごろまでの間に、②と③はそれぞれ半年間くらい、④は 1 年間くらい勤務していましたが、厚生年金保険の記録がない。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な申立内容から、申立人が、A社のE店に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「知り合いの紹介でE店で働いていた。」としているところ、事業所によると、「E店には業者が入っていた。」と供述しており、当時、A社のE店を運営していたF社の元従業員は、「ほとんどの料理人はF社から派遣された者であり、同社で社会保険に加入していたが、同社から派遣された者以外の者については、社会保険に加入をすることは無かった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びF社に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

2 申立期間②については、申立てに係る事業所であるG店を経営していたB社の事業主及び元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたこと

は推認できる。

しかしながら、B社は当時の関係書類を保存しておらず、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立人が名前を記憶している元上司についても、申立てに係る事業所において厚生年金保険被保険者資格が無いことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿を見ると申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立てに係る事業所の元同僚が、申立人が当該事業所に勤務していたことを証言している。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所として申立てに係る事業所名であるC社の社名は複数確認できたことから、申立内容及び元同僚の証言から4社を特定し、申立期間において、これらの事業所に在籍した元従業員に確認を行ったが、申立てに係る事業所は確認できなかった。

また、申立人の在籍を証言している元同僚も、C社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる上、元同僚は「数年前に独自で同社を探したが、見つからなかった。」と証言している。

- 4 申立期間④については、当時、D社に勤務していた元従業員の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は当時の関係書類を保存しておらず、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、所在の確認ができた元従業員15人に照会を行い、回答のあった6人によると、「入社後9か月から3年経ってから、厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、当時、事業主は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するD社に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く記録に不自然な点も見当たらない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立期間①から④までにおいて雇用保険の被保険者記録も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月 4 日まで
昭和 32 年 4 月から 36 年 4 月まで、A社B出張所の所長をし、同社と請負契約で仕事をしていましたが、同年 4 月から同社の本店で社員として勤務し始めた。申立期間に同社で勤務していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から A社本店の社員として勤務し始めたとしているが、35 年から 37 年までの間に同事業所に入社した元同僚数人は、「申立人が B出張所から本店に来たのは 38 年か 39 年ごろだと思う。」とそれぞれ証言しており、申立人が同事業所での勤務を開始した時期を特定することができない。

また、申立人は、A社で給与計算及び社会保険関係の手続を担当していた元事務員から、「社会保険に加入したので、給与から社会保険料を控除します。」と言われるまでは、社会保険制度について知らなかったとしている上、当該元事務員は、「社会保険に加入していない者の給与から社会保険料を控除することはない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管している A社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が同社で資格取得している昭和 39 年 1 月 4 日以前において、健康保険番号に欠番は無く、不自然な点はみられない上、申立人は 55 年に、申立期間を含む 36 年 4 月から 41 年 4 月までの期間に係る国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月21日から33年5月20日まで
昭和26年1月21日から33年5月19日までA社B支店で勤務したが、社会保険事務所の記録によると、その期間は脱退手当金支給済みとなっている。脱退手当金を受け取った覚えが無く、納得できないので、厚生年金保険被保険者期間であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿により、申立人と同時期の昭和32年11月に同社B支店C課及びD課に所属(申立人はC課に所属)していた女性社員は申立人以外に12人確認できる。この中で、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の加入記録が確認できる者は9人であり、このうち6人が同社を退職した約3か月から4か月後に、それぞれ脱退手当金の支給決定がなされていることが確認でき、申立期間当時、同社においては脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがえる。

また、元同僚の一人は、退職する際に脱退手当金を請求し受領したと証言している上、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年8月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見られるが、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から31年11月11日まで

私は、昭和30年5月1日から31年11月10日まで臨時工としてA社B工場に勤務したが、その期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に臨時工としてA社B工場に勤務していたことについては、元同僚の証言から推認できる。

また、申立人は、「入社してから退職するまで臨時工であった。」と主張しているところ、臨時工として入社し、後に正社員になった複数の元同僚は、「正社員になったときから厚生年金保険の被保険者になったと思う。」と証言している。

さらに、A社人事総務部の担当者は、「昭和35年4月30日以前は、季節工と臨時工が健康保険及び厚生年金保険に加入した形跡は無い。また、35年5月1日の時点で、季節工又は臨時工として2か月を超えて勤務していた者については、同日付けで被保険者資格を取得している経緯はある。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 4 月 21 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 5 月 27 日まで

脱退手当金の請求をしていない上、3 事業所に勤務したにもかかわらず、2 度目に勤務した A 社の期間が未請求となっており、会社を退職後 7 か月後に最初と最後に勤務した期間が同時に脱退手当金を受給したことになっていることに疑問を感じる。もう一度調べ直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書を見ると、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられるとともに、申立人の押印があり、申立人が当時居住していた住所が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人が 2 度目に勤務した A 社の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が請求されているものの「記録なし」として処理されていることが確認でき、脱退手当金の計算の基礎として算入されていないことが確認できるが、社会保険事務所が当該期間の被保険者記録を見落とししたものと推測される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
昭和 36 年 9 月か 10 月ごろに社員としてA社に採用され、同年 9 月から 37 年 2 月まで工場内で作業に従事していた。

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社B工場で勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人はA社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和 37 年 2 月 1 日に取得していることが確認できるが、同社が保管する従業員カード等の資料によると、申立人は 36 年 9 月 26 日に臨時工として同社に就労し、その後、37 年 4 月 1 日に社員として入社したことが確認できる。

このことについて、A社では、当時の「臨時工」という職種に関する資料等が無く、申立人の当時の勤務状況が不明であるとしているものの、申立人が同期で入社したとする元同僚についても、申立人と同様に、昭和 37 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、並びに申立人及び当該元同僚の社員としての採用時期と被保険者資格の取得時期が大きく異なることから、当時、同社では、臨時工については採用後、しばらくの間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格についても、厚生年金保険と同様、昭和 37 年 2 月 1 日に取得していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 10 日から同年 9 月 9 日まで

私は、A社B工場に昭和 32 年 7 月 10 日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録は同年 9 月 10 日から始まっており、約 2 か月相違している。なぜ、2 か月間の空白期間があるのか調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社（現在は、C社）B工場に臨時工として勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社B工場の人事担当者は、「当時の個々の記録は残存せず不明であるが、昭和 32 年当時に採用された臨時工については、試用期間中は厚生年金保険に加入していない場合もある。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無い。」としている。

また、申立人と同時期に入社した元同僚のうち6人は、臨時工として入社後2か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いとしており、そのうち二人が厚生年金保険に加入したのは試用期間終了後であったと証言している。

さらに、申立人と同時期に当該事業所において被保険者記録のある者は、臨時工として入社し、3か月から6か月ごとに契約を更新し、優秀な者だけが本工（正社員）になれたと証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 28 日から 23 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 22 年 3 月 28 日にA社に入社し、24 年 1 月に本社へ転勤するまで、同社B出張所に勤務した。申立期間については、在籍証明書のとおり、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社報から、申立人が、申立期間に同社B出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社B出張所の新規適用日は昭和 23 年 6 月 1 日であり、同日付けで申立人を含む 13 人が同社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、申立人の年金記号番号は、同出張所の元同僚 8 人と共に、同時に払い出されていることが確認できる。

また、A社B出張所の新規適用日に資格取得している者のうち、4 人については、同社本社において昭和 21 年 9 月以前には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、それ以後、B出張所で再度資格取得するまでの期間については、被保険者記録は確認できず、申立人及び当該元同僚 8 人についても申立期間を含む当該期間に同社本社において被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、A社B出張所に勤務していた元同僚から証言を得ることができず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月8日から同年3月8日まで

A社B工場に昭和32年1月8日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録は同年3月8日から始まっており、約2か月相違している。なぜ、2か月間の空白期間があるのか調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、退職所得の源泉徴収票(平成6年分)及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社(現在は、C社)B工場に準社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社B工場の人事担当者は、「当時の個々の記録は残存せず不明であるが、準社員については、試用期間中は厚生年金保険に加入していない場合もある。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無い。」としている。

また、申立人と同時期にA社B工場において厚生年金保険被保険者記録のある者8人のうち4人(準社員一人を含む。)についても、入社から2か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認でき、そのうちの一人は、「入社時に『最初の2か月間は保険が無い。』と言われたことを記憶しており、社会保険事務所の記録に間違い無い。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。